

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

※ 本入札公告に記載の業務は、3件の業務を対象に、一括して公告し、共通の競争参加資格審査資料（以下「申請資料」という。）で審査を実施する業務です。3件の業務について入札に参加することはできませんが、複数の業務について同一の者が受注することはできません。

※ 本件の入札にあたっては、参加を希望する業務ごとに競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出及び入札が必要です。

申請書及び申請資料（以下「申請書等という。」）の提出にあたっては、入札説明書の「提出書類作成にあたっての注意事項」（別添資料③）を必ず確認してください。

令和4年9月2日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1. 業務概要

(1) 業務名及び業務場所

- ① 令和5・6年度楠線他料金収受業務委託
楠料金所ほか15料金所、楠・小牧事務所
- ② 令和5・6年度東海線他料金収受業務委託
黄金料金所ほか16料金所、港明・一宮事務所
- ③ 令和5・6年度東山線他料金収受業務委託
星崎料金所ほか14料金所、星崎・高針事務所

※ 上記業務場所中、「事務所」とは本業務を受注者が処理するための拠点として名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が使用を許可する施設です。

(2) 主な業務内容

- ① 通行料金（現金・ETC関係等）の収受・保管・収納（事務所における精算・公社の指示する銀行の集金取扱者（以下「集金取扱者」という。）への引渡しまで）
- ② 料金収受機器及びETCシステムを構成する機器の監視・保安に関する業務並びに異常発生時の初期対応（機器の保守及び整備に関する業務を除く。）
（注）料金収受機器とは、料金所ブース内に配置された処理機
- ③ 料金所・事務所におけるお客様からの各種問い合わせ対応
- ④ 未払通行車両発生時の対応、報告
- ⑤ 公社が行う通行の禁止、制限等の措置に伴う入路閉鎖作業補助等
- ⑥ 公社が行う調査、保全維持等の広報宣伝の協力
- ⑦ その他①から⑥までの業務に付随する業務

(3) 業務期間

令和5年4月1日午前9時から令和7年4月1日午前9時までは料金所及び事務所において、それ以降は事務所において（2）の主な業務内容に示す業務を遂行しなければなりません。収受した通行料金を集金取扱者に引渡す（令和7年4月1日が銀行休業日の場合、集金取扱者

への引渡しは翌営業日となります。)とともに、(2)の主な業務内容に示す全ての業務を完了した時点をもって本業務の終期とします。なお、契約締結日から令和5年3月31日までは、準備期間とし、業務開始の日までに十分な研修等を行い、業務に支障のないよう準備するものとし、

- (4) 本入札は、業務提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施します。
- (5) 最低制限価格の設定について
本業務は、最低制限価格を予定価格の10分の8とします。
なお、予定価格は契約締結後公表します。
- (6) 本入札は、資料の提出及び入札等を『あいち電子調達共同システム(CALS/EC)』(以下「電子入札システム」という。)により行う(以下「電子入札」という。)対象業務です。なお、電子入札システムにより難い者は公社の承認を得て紙入札方式に代えることができます。
- (7) 本業務にかかる競争参加資格申請及び入札にあたり、電子入札システムでは次の入札方式及び工事種別を選択してください。
入札方式 工事部門の「一般競争入札」
工事種別 「清掃施設工事」
(電子入札システムで選択する工事種別は、システム上の分類であり、本業務の内容とは関係ありません。)

2. 競争参加資格

本業務の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とし、

- (1) 次に掲げる事項に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - ② 申請書等の提出期限の日(以下「審査基準日」という。)から起算して3年前の日以降において、次に掲げる事項に該当したと認められる者(法人である場合には、その役員であった者でその行為について相当の責任を有する者、個人である場合においては、その支配人又は法定代理人であった者で、その行為について相当の責任を有する者を含む。)
 - (ア) 公社との契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にする等の不正の行為をした者
 - (イ) 公社が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - (ウ) 公社との契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 公社が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 公社との契約において、正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 公社との契約により、契約の後に代価を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ③ ①及び②に該当する者を入札の代理人として使用する者
 - ④ 申請書等の重要な事項について虚偽の記載をする者又は重要な事項について記載をしない者
 - ⑤ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 申請書等の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書(平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)に基づき設立された株式会社であること。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (4) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）を厳正に遵守していること。
- (5) 法令に定める厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労働災害保険の加入手続きを行っていること。
- (6) 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。
- (7) 名古屋高速道路が所在する市町村内に登記簿に記載された本店、支店又は営業所が存在し、本業務を適正に行うための実効的な指導監督並びに業務執行の体制を有していること。
なお、審査基準日において上記要件を満たす営業所等がない場合は、申請書等において、契約締結後速やかに要件を満たす体制を整備する旨の計画が示されていること。
- (8) 名古屋高速道路又は道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）に基づく他の地方道路公社・高速道路株式会社等の有料道路（以下「有料道路」という。）における料金収受業務の経験を、過去 10 年以内に通算して 4 年以上有すること。
ただし、上記で通算することができる料金収受業務は、次の条件を全て満たすものに限る。
- ① 株式会社として単独で受注契約したものであること。
- ② その業務内容が一つの料金収受業務契約で、24 時間開放の ETC 無線通行を導入している料金所での業務及び 24 時間開放の収受員による現金収受を行っている料金所での業務を同時に行うものであること。
- (注 1) 「過去 10 年以内」とは、平成 24 年度以降申請書等提出日までをいう。（以下同様とする。）
- (注 2) 同一期間に複数の料金収受業務を受注している場合は、その期間を合算できないものとする。
- (注 3) 国等の施策（社会実験等含む）により無料化された期間については、その期間を業務の経験期間に含めることができないものとする。（（9）及び（10）においても同様とする。）
- (9) 名古屋高速道路又は有料道路において料金収受業務に専任で従事し、料金収受業務全般の管理・監督を行う役職の経験を過去 10 年以内に通算して 2 年以上有する者を事務取扱責任者として契約期間中継続して専任で配置できること。
なお、上記で通算することができる役職の経験は、一つの料金収受業務契約で 24 時間開放の ETC 無線通行を導入している料金所での業務及び 24 時間開放の収受員による現金収受を行っている料金所での業務を含めた料金収受業務全般について同時に管理・監督した経験であること。（役職の経験は、現在の企業以外で担当した実績も認める。）
ただし、事務取扱責任者として配置する者は、次の条件を全て満たす者でなければならない。
- ① 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書等提出日以前 3 ヶ月以上の雇用関係をいう。）にある者であること。
- ② 申請書等提出時点において配置予定の事務取扱責任者が他の業務に従事している場合には、業務開始までに本業務に専任で配置できること。
- (注 1) 申請書等に記載された配置予定事務取扱責任者の変更は、病休、死亡、退職等の特別な場合に限る。
- (注 2) 申請書等に記載する配置予定事務取扱責任者は、複数の者を記載することができる。
- (10) 名古屋高速道路又は有料道路における料金収受業務の経験を、過去 5 年以内に通算して 1 年以上有する者を、要配置収受員全体の 3 分の 1 以上確保し、業務開始日より契約期間中継続して配置できる計画が申請書等において示されていること。
なお、上記で通算することができる業務の経験は、24 時間開放の料金所において単年度における取扱通行台数が日平均 3,000 台以上の料金所のうち、次の条件を全て満たしていること。
- ① ETC 無線通行を導入している料金所におけるものであること。

- ② 現金での収受業務を行う料金所におけるものであること。
- (1 1) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成18年通達第27号。以下「入札心得」という。）に抵触するものではないことに留意すること。
 - ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

 - (ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除きます。

 - (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (1 2) 業務提案書が以下に該当しないこと。
 - ① 業務提案がない場合や、内容がほとんど記載されておらず提案内容が判断できない場合
 - ② 業務目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合
 - ③ 業務提案書の各様式（実施方針、実施体制）の注意事項に反する記載がされている場合
 - ④ 業務提案書における実施方針と実施体制のいずれかが0点の場合

3. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価の方法
 - ① 業務提案等の内容に応じ、(2)の①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。
 - ② 価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$
 - ③ 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から上記②により求められる価格点の合計（以下「評価値」という。）をもって行います。
- (2) 業務提案書の評価基準等

業務提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。入札説明書において記載された事項以外の内容を含む業務提案書については、提案を無効とする場合があります。なお、詳細は入札説明書によります。

評価項目は以下のとおりとします。

 - ① 基本事項評価（企業）
 - ② 基本事項評価（責任者）
 - ③ 業務提案書
- (3) 落札者の決定方法
 - ① 落札決定の順序

今回公告した3件の業務の落札決定は、「令和5・6年度楠線他料金収受業務委託」、「令和5・6年度東海線他料金収受業務委託」、「令和5・6年度東山線他料金収受業務委託」の

順に行います。

② 落札者の決定

入札参加者は、価格をもって入札します。次の条件を満たした者のうち、（１）総合評価の方法によって得られた評価値が最も高い者を落札者とします。

（ア） 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ） １．（５）に示す最低制限価格を下回っていないこと。

なお、落札者に決定した場合は、その者の他の業務の入札書は無効とします。

③ ②において、評価値が最も高い者が２者以上あるときは、電子くじにより落札者を決めます。

（４） 評価内容の担保

① 業務提案内容の取扱い

業務提案書に記載された内容のうち公社が指定する業務提案については、契約図書（業務提案特記仕様書）に記載し、履行を確保するものとします。ただし、履行できない状況が発生した場合は、公社と受注者が協議するものとします。

② 契約額の減額

業務完了前において、契約図書に記載の業務提案が受注者の責により履行されなかった場合、再度の履行が可能なきときは、引き続き債務として存続するため履行期間を延長するものとします。業務提案の性格から、再度の履行が困難又は合理的でないときは、不履行の状況に応じて次式により契約額の減額を行います。ただし、減額は契約額の10%を上限とします。減額（入札価格の金額単位で切り捨て）

＝（契約図書に記載の業務提案に係る契約時技術点－契約図書に記載の業務提案に係る不履行時技術点）

×当初予定価格÷価格点の配分点

4. 入札手続等

（１） 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 総務部総務課（契約担当）

（電話 052-919-5642）

（２） 入札説明書、設計図書、図面等について

交付希望者は、令和4年9月2日（金）午前10時00分から令和4年12月6日（火）午後4時00分までに、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロードしてください。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

（３） 競争参加資格の審査等

本入札の参加希望者は、２．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、入札説明書に従い、申請書等を提出し競争参加資格の有無について審査を受けなければなりません。

なお、提出期間中に申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。

（４） 申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間 令和4年9月2日（金）午前10時00分から

令和4年10月12日（水）午後4時00分までの電子入札システム稼働時間

（電子入札システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除いた日の午前8時から午後8時まで）

② 提出場所 （１）に同じ

③ 提出方法 申請書（別記様式1）のみを、電子入札システムにより提出してください。また、電子入札システムによる提出と併せて、申請書等を公社総務課に「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）」（以下「郵送等」とい

う。) 」により①の提出期間内に必ず届くように送付してください。

なお、紙入札の承認を受けたものは、申請書等を公社総務課まで郵送等により①の提出期間内に必ず届くように提出してください。

(5) 競争参加資格の確認結果は、令和4年11月9日(水)までに通知します。

(6) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。

① 提出期限 令和4年11月18日(金)午後4時00分まで

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、①の提出期限の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(7) 入札書及び委託費内訳書の提出

入札書及び委託費内訳書(以下「入札書等」という。)を電子入札システムにより提出してください。ただし、紙入札方式による場合は、公社総務課に持参又は郵送等により提出してください。なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

① 入札書等の提出期間

(ア) 電子入札の場合

令和4年12月5日(月)午前10時00分から

令和4年12月6日(火)午後4時00分までの電子入札システム稼働時間

(電子入札システムの稼働時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで)

(イ) 紙入札の場合

令和4年12月5日(月)及び令和4年12月6日(火)の午前10時00分から午後4時00分まで

② 入札回数 3回

ただし、最低制限価格を下回って失格となった者は再度の入札には参加できません。

③ 開札

(ア) 日 時 令和4年12月7日(水) ※開札時間については入札説明書によります

(イ) 場 所 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室

5. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(契約金額の100分の10以上)

ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、履行保証保険の契約締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除できます。

(2) 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

① 2. の競争参加資格を有しない者のした入札。なお、入札執行前において競争参加資格があると認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、競争

参加資格を有しない者に該当する。

- ② 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ③ 電子署名及び電子証明書のない電子入札
 - ④ 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のＩＣカードを使用する等ＩＣカードを不正に使用して行った電子入札
 - ⑤ 現場説明書、入札心得及び名古屋高速道路公社電子入札要領（平成 20 年通達第 5 号）において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 落札者の決定方法
落札者の決定は、競争参加資格の審査がなされた者の中で、3. (3) により決定するものとします。なお、詳細は入札説明書によります。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、4. (1) に同じ。
- (6) 今回の入札の結果業務を受注した落札者とは、業績評価に基づき令和 7 年度より 1 カ年随意契約を締結する場合があります。この場合、今回の入札の落札率（当初契約の請負率）を乗じて各業務の予定価格を決定するものとします。
- (7) 詳細については入札説明書によります。
- (8) 留意事項
審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、申請書及び申請資料を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とします。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定事務取扱責任者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ申請書及び申請資料を提出する前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととします。

4 業務実績の対象とする項目

（１）入札参加資格

（ア） 企業の業務実績

（イ） 配置予定事務取扱責任者の業務実績

（２）総合評価落札方式の評価項目

（ア） 企業に関する事項の業務の実績

（イ） 事務取扱責任者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

（１）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類

（２）業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類